



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター 2021. 1. 21

緊急事態宣言に伴う協会の取組について 新型コロナウイルス関連情報 NO.44

一般社団法人日本フードサービス協会
会 長 赤塚 保正

現在、11 都府県に緊急事態宣言が発令されておりますが、感染拡大の状況によってさらにその範囲が広がることが懸念されております。

こうした中、政府は営業時間の短縮（時短営業）に応じない飲食店名の公表や罰則規定を盛り込んだ「新型インフルエンザ等特別措置法」（特措法）の改正法案を今国会で成立させようとしております。

協会は、時短営業を要請するなら、補償（協力金）もセットであるべきであり、大手チェーン店を協力金の対象外とすれば、到底理解は得られないことを再三、政府および東京都に申し入れを行いました。その結果、1 月 7 日に緊急事態宣言を発令した 1 都 3 県の中で東京都だけが協力金の支給は中小事業者までと限定してまいりましたが、1 月 20 日、業界の強い要請を受け、**大企業も協力金の対象にするとの決定を致しました。** 詳細は、別紙東京都発表の資料をご参照下さい。

協力金の内容は東京都のホームページでもご覧になれます。

- 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7 実施分）」について
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0107_14118.html
- 「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7 実施分）」【大企業向け】について
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0120_14167.html

引き続き、協会活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

お問い合わせは JF 事務局：石井・金丸（03-5403-1060）までお願いします。

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7 実施分）」【大企業向け】について

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、営業時間短縮要請に全面的にご協力いただける大企業の飲食事業者等に対し、新たに協力金を支給いたします。

支給額及び対象期間

○ 一店舗当たり 102 万円

令和3年1月22日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(17日間)

主な対象要件

○「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の大企業※（みなし大企業含む）が運営する飲食店等

○夜 20 時から翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝 5 時から夜 20 時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は 11 時から 19 時までとすること

○対象期間中、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと

○都内にある全ての直営店舗において要請に協力し、傘下のフランチャイズ店に対しても協力依頼を行うこと

○都内にある全ての直営店舗においてガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

※中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業（小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人）に該当しない会社

※みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 1/2 以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 2/3 以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の 1/2 以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など）する力を有していると考えられること

申請受付

○中小事業者を対象とした協力金とは、別途申請を受け付ける予定です。

○ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターにおいて対応いたします。

（電話番号 03-5388-0567 9時から 19 時まで毎日）